



# 「平成30年北海道胆振東部地震災害義援金」 募集期間を延長します。

平成30年9月6日に胆振地方中東部を震源とする地震により、道内において人的被害をはじめ、家屋の倒壊等甚大な被害が発生し、179市町村に災害救助法が適用されました。

北海道共同募金会では、このたび継続して被災された方々を支援することを目的に義援金の募集期間を下記のとおり延長されました。

つきましては、佐賀県共同募金会においても同義援金の受付期間を延長して対応いたしますので、お知らせいたします。

## 記

### 1. 義援金の名称と募集期間

名称：「平成30年北海道胆振東部地震災害義援金」

期間：平成30年9月12日（水）から平成31年9月30日（月）まで

### 2. 義援金の受け入れについて

#### (1) 直接、義援金を持参される場合

佐賀県共同募金会事務局（佐賀市鬼丸町7-18 県社会福祉会館内）のほか、市町支会（社会福祉協議会）20か所で受け付けます。

#### (2) 金融機関で送金される場合

##### ◎本会（佐賀県共同募金会）を通じて送金する場合

金融機関	支店名	口座番号	加入者・名義
佐賀銀行	県庁支店	（普）102092	社会福祉法人 佐賀県共同募金会

佐賀銀行の本店・支店すべての窓口準備される当義援金の専用振込票を使用いただければ手数料無料で送金いただくことができます。

窓口にて「平成30年北海道胆振東部地震災害義援金」送金の旨をお申し出ください。

## ◎直接、北海道共同募金会へ送金される場合

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行	口座記号番号 00170-8-635111		北海道共募 北海道地震災害義援金
北洋銀行	道庁	(普) 3587208	社会福祉法人北海道共同募金会 北海道胆振東部地震災害義援金口
北海道銀行	道庁	(普) 0404433	社会福祉法人北海道共同募金会
りそな銀行 ※	札幌	(普) 1743486	福) 北海道共同募金会

※各銀行の本支店(窓口・ATM)から振り込んだ場合、振込手数料は無料となります。

※上記以外の他銀行、ATM及びインターネットバンキングを利用しての振込みは手数料がかかります。

※埼玉りそな銀行・近畿大阪銀行のATM、インターネットバンキング→りそな銀行口座への振込手数料は無料となります。

※みなと銀行・関西アーバン銀行窓口→りそな銀行口座への振込手数料は無料となります。

### 【現金書留による義援金の送付】

郵便局窓口で現金書留により義援金の送付を希望される場合は、現金書留用の封筒に「救助用郵便」と明記いただければ、郵便料金が免除となります。

(宛先) 社会福祉法人北海道共同募金会

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2・7 4階

## 3. 義援金の配分について

共同募金会を通じて届けられた義援金は、北海道共同募金会や行政等を通じて被災者に配分されます。

## 4. 義援金の税制上の優遇措置について

共同募金会で取り扱う義援金については、税制上の優遇措置(所得税・法人税)が受けられます。希望される場合は、本会または市町支会(社会福祉協議会)までご相談ください。

(問い合わせ先) 社会福祉法人佐賀県共同募金会

〒840-0021 佐賀市鬼丸町7番18号 / TEL 0952-23-4996